**港湾労働関係届出・報告一覧　　　※　当課にて、配布している「港湾労働法のあらまし」より抜粋**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| **区分** | **届出・報告用紙** | **届出・報告が必要な場合** | **添付書類** |
| **月例報告** | ①**港湾労働者就労状況等報告** | 各月における港湾労働者の、港湾運送業務の就労状況、雇入れ状況、教育訓練の実施状況等を、**翌月１５日までに報告** | ― |
| ②**荷役機械借受け状況報告** | 港湾運送業務を行う事業所ごとに、荷役機械（小型フォークリフト）の借受け状況を、**翌月１５日までに報告** | **―** |
| **事業所関係** | ③**事業所名称・所在地変更届** | 事業所の名称・所在地に変更があったときに届出　　 | 登記簿謄本（写）等の確認資料 |
| ④**事業所代表者変更届** | 事業主の変更があったときに届出　　 |
| ⑤**代理人選任・解任届** | 代理人を選任し、又は解任したときに届出　　 | **―** |
| ⑥**雇用管理者選任・変更届** | 雇用管理者を選任し、若しくは変更したときに届出　　 | ― |
| **港湾労働者証関係** | ⑦**港湾労働者雇用届** | ① 港湾運送の業務に従事させるために、新たに常用労働者を雇入れたとき② 既に雇用して港湾運送以外の業務に従事させていた労働者を、配置換えして港湾運送の業務に従事させるとき③ 既に雇用して港湾運送の業務に従事させている日雇労働者の身分を、常用労働者に切り替えて引き続き港湾運送の業務に従事させるとき**＊ 届出時期→港湾作業に就かせる前に届出** | **※写真１枚****（ﾀﾃ４㎝×****ﾖｺ３㎝）** |
| ⑧**港湾労働者臨時使用届** | 港湾労働者証の交付を受けた常用労働者以外の者（事務員等）を、臨時に港湾作業に従事させるとき、**港湾作業に就かせる前に届出**　 | **―** |
| ⑨**常用労働者氏名変更届** | 港湾労働者証の交付を受けた常用労働者の氏名に変更があったときに届出　　 | 港湾労働者証**※写真１枚** |
| ⑩**常用労働者職種変更届** | 港湾労働者証の交付を受けた常用労働者の職種を変更したときに届出 | 港湾労働者証 |
| ⑪**常用労働者転勤届** | 港湾労働者証の交付を受けた常用労働者を、他の事業所に転勤させたときに届出　⇒「転勤先を管轄する公共職業安定所」へ提出 | 港湾労働者証**※写真１枚** |
| ⑫**港湾労働者証再交付等申請書** | 港湾労働者証を亡失・滅失したとき、又は写真が本人であることを認めがたくなったときに申請　　 | 港湾労働者証**※写真１枚** |
| ⑬**港湾労働者証返納届** | 港湾労働者証の交付を受けた常用労働者が死亡、退職等により常用労働者でなくなったときに届出　　 | 港湾労働者証 |
| **派遣事業関係** | ⑭**港湾労働者派遣事業報告書** | **港湾労働者派遣事業の許可を受けた事業主**が、**毎事業年度の終了の日の属する月の翌月以降最初の毎年６月３０日までに報告** | 収支決算書等 |
| ⑮**港湾労働者派遣事業変更届出書** | **港湾労働者派遣事業の許可を受けた事業所**の名称・所在地・代表者、役員、派遣元責任者等が変更になったときに届出　　 | 変更内容により相違（注） |
| ⑯**港湾労働者派遣事業関係変更届（労働者分）** | 港湾労働者が派遣対象者になった場合、若しくは派遣対象労働者でなくなった場合に届出　　 | 港湾労働者証 |
| ⑰**主たる業務変更届（労働者分**） | 派遣対象労働者の主たる業務が変更になった場合に届出　 | 港湾労働者証 |
| ⑱**派遣資格変更届（労働者分）** | 派遣対象労働者の派遣資格に変更があった場合に届出　　 | 港湾労働者証 |
| **その他** | ⑲**日雇労働者雇用届** | 安定所の紹介によらないで日雇労働者を雇入れたとき、**その当日、港湾作業に就かせる前に届出**⑲日雇労働者雇用届、⑳倉庫入出庫量調査報告書の用紙は、このホームベージからダウンロード出来ません。ご了承下さい。 | **―** |
| ⑳**倉庫入出庫量調査報告書** | 年１回、過去１年間の倉庫（指定区域内にある営業倉庫）における　貨物の入出庫量等を別途通知する文書に基づいて調査報告　　 | **―** |

**届出先は、いずれも名古屋南公共職業安定所（港湾労働課）です。紙ベース届出用紙等は、港湾労働課にてお受け取りください。**

**※　青字の届出について：派遣事業の認可を受けている事業所は、届出内容により、港湾労働者雇用安定センターにも届出が必要となります。**

**※　写真について：最近撮影したもの（おおむね６ヶ月以内）、正面・胸から上の上半身・無帽、写真の裏面に「事業所名」・「氏名」を記入。**

**(注)　添付書類については、港湾労働課に問い合わせください。（電話　０５２－６５１－５４４１）**